



Jク労第7号

2025年3月13日

株式会社 JR 東日本クロスステーション

代表取締役社長 西野 史尚 殿

JR 東日本クロスステーション労働組合

執行委員長 樋口 北樹



2025 年度賃金改善、夏季一時金並びに労働条件等の改正に関する 団体交渉の申し入れ

JR-Cross の 2024 年度は、「構造改革」「日々のオペレーションの改善」「カンパニー横断施策」の取り組みを継続させることに加えて、「新規のお客さま・市場の獲得」と「新たな事業領域への進出」の双方向による成長事業を本格的に推進するとして、各種施策の遂行が求められてきました。

そのようななか、2024 年度第 3 四半期では、対前年で 2022 年度以降 33 カ月連続増収となっており、年度通期での営業利益の落着見込みは、損益計画に掲げられている 165 億円の達成が視野に入っている状況となっています。この決算数値は、職種を問わず人員・要員が不足している箇所があるなかにおいても、組合員・従業員が自らの責任と役割を果たし、事業計画に掲げられた各種施策に対応するなど、損益計画の達成に向けて弛まぬ努力を続けた結果であると捉えています。また、業績を踏まえれば、会社の将来へと繋がる経営基盤の確立が図られていると捉えています。

私どもも、単年度の業績に油断することなく、将来に向けて、JR-Cross をとりまく環境が厳しさを増していくなかにおいても、更なる会社の成長・発展を目指して取り組んでいくことが必要であると認識しています。そのためには、各種施策に対する成果を生み出している組合員・従業員の「働きやすさ」と「やりがい」を高めていくことが必要であると考えています。このことから、2025 年度春季生活闘争では、とりまく情勢や会社業績を踏まえ、現時点での目標とする要求を掲げることとしました。

物価動向としては、現在も上昇し続けており、その物価の上昇に賃金が追い付かない実態にあることから、組合員・従業員の生活実感は依然として厳しい状況が続いています。また、物価上昇に対する賃金引き上げの必要性についての社会的機運は、引き続き高い状況となっています。このようななかで、会社を成長・発展させていくためには、人材の確保が重要であり、他企業との人材獲得競争は、ますます熾烈さを増

していくと捉えています。

このことから、2025 年度賃金改善については、「組合員・従業員の生活水準の維持・向上」「将来に向けた優秀な人材の確保」の観点から、要求をおこなうこととします。

私どもの一時金についての基本的スタンスは、「一時金とはいえ生活給となっていてと捉え、安定的な支給を求める」としており、コロナ禍を脱し、会社業績が伸長していくなかでは、業績に応じた還元として、安定的に基準月数を高めていくことが必要だと考えています。特に 2024 年度の会社業績を捉えれば、要員不足・人員不足の箇所もあるなかで、組合員・従業員一人ひとりが、各種施策に対して実直に取り組んだ結果、これまでもなく高い損益計画を達成するに至っています。

このことから、2025 年度夏季一時金については、基本的スタンスは堅持しつつも、これまでの努力と「2024 年度の会社業績に対する正当な分配」を求める要求をおこなうこととします。

JR-Cross で働くうえで、組合員・従業員の「働きがい」を高めていくためには、賃金改善や一時金などの賃金に関する改善だけではなく、労働条件や福利厚生制度の改善も必要であると考えています。

このことから、労働条件等の改正については、それぞれの職場で働く組合員・従業員が、将来に向けて「働きがいを感じながら働き続けることができる」という観点から、要求をおこなうこととします。

私たちは、業績を更に伸長させるためには、組合員・従業員が会社の進む方向とその達成にむけた各種施策を十分に理解したうえで、それぞれの役割を実直且つ真摯に果たしていくことが大切であると考えています。そして、組合員・従業員一人ひとりの努力を業績という結果に結びつけるためにも、働く個々人の生活の安定を図ることが重要であり、そのことが働きがいの向上に繋がると考えています。

将来に向けて、JR-Cross の更なる成長・発展が求められるいま、成長投資をおこなうこととあわせて、人への投資をおこなうことが求められています。組合員・従業員の生活水準の維持・向上と、優秀な人材の確保のために、そして、これまでの努力に報い、今後も JR-Cross で働きがいを感じながら働き続けることができる回答が示されることを切望していると申し添え、2025 年度賃金改善、夏季一時金並びに労働条件等の改正に関する団体交渉を下記のとおり申し入れます。

記

1. 2025 年度賃金改善

- (1) 実施期日は、2025 年 4 月 1 日とする。
- (2) 要求内容は、別紙のとおりとする

2. 2025 年度夏季一時金

要求内容は、別紙のとおりとする。

3. 労働条件等の改正

- (1) 実施期日は、2025 年 10 月 1 日とする。
- (2) 要求内容は、別紙のとおりとする。

4. 回答期限

本申し入れに対する回答は、2025 年 4 月 25 日までにおこなうこと。

5. 団体交渉開始日

別途調整とする。

6. 交渉委員

樋口 北斗、 中島 周一、 角田 恵梨

以上

2025 年度賃金改善に関する要求書

1. 正社員及び地域限定正社員

ベースアップ分として、2025 年 4 月 1 日在籍者の基本給に 6,000 円及び JR 東日本クロスステーション昇給規程別表第 2 号「定期昇給額表」に定める中位額未満の基本 B の額を加えることとする。なお、定期昇給額表に定める中位額未満の基本 B の額は、基本給の範囲や年齢によらず、在級等級に応じた額を適用することとする。

2. F スタッフ（エルダー）

ベースアップ分として、2025 年 4 月 1 日在籍者の基本給に、10,000 円を加えることとする。

3. F スタッフ

ベースアップ分として、2025 年 4 月 1 日在籍者の基本給に 6,000 円及び F スタッフ就業規則別表第 2 号「昇給区分表」に定める B の額を加えることとする。なお、昇給区分表に定める B の額は、年齢や勤続年数によらず、勤務する地域区分や役職に応じた額を適用することとする。

4. T スタッフ

ベースアップ分として、2025 年 4 月 1 日在籍者の基本時間給に 60 円を加えることとする。

5. 採用基本給等の是正

2025 年 4 月 2 日以降に採用される正社員・地域限定正社員・F スタッフの採用基本給、F スタッフ（エルダー）の基本給を 10,000 円引き上げることとする。

2025 年 4 月 2 日以降に採用される T スタッフの採用基本時間給を 60 円引き上げることとする。

6. 社員の基本給範囲の是正

社員賃金規程別表第 3 号基本給範囲表に定めるすべての下限額・中位額・上限額を 10,000 円引き上げることとする。

7. その他協議を要する事項については、別に協議することとする。

2025 年度夏季一時金に関する要求書

1. 基準月数

- (1) 正社員、地域限定正社員並びにFスタッフ（エルダー）は、2.80 カ月とする。
- (2) Fスタッフ及びTスタッフは、1.68 カ月（社員の基準月数の60%）とする。

2. 支給期日

2025 年 6 月 25 日とする。

3. その他協議を要する事項については、別に協議することとする。

労働条件等の改正に関する要求書

1. Fスタッフ（販売員）に、半日単位の年次有給休暇の適用範囲を拡大することとする。
2. 主任に月額 15,000 円、チーフに月額 1,500 円の職務手当を支給することとする。
3. 12 月 31 日に勤務した者について、2,000 円の年末手当を支給することとする。
4. 通勤費支給規程に定められている、有料駐車場を使用する場合の支給限度額を、月額 8,000 円に引き上げることとする。
5. カフェテリアポイントを年間 220 ポイントに引き上げることとする。